

## 口座の売買・譲渡(譲受)・レンタルは犯罪です！

SNS等を通じた口座(キャッシュカード、通帳、インターネットバンキングのID・パスワード情報等)の売買・譲渡・レンタル等の勧誘にご注意ください。

口座を売る側・買う側、譲渡する側・譲り受ける側、いずれも「犯罪行為」であり、有償・無償を問わず法律による処罰の対象となります。

軽いお小遣い稼ぎのつもりが、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座(投資詐欺や振り込み詐欺など)やマネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる可能性があります。

また、口座の売買・譲渡等が発覚した場合、当行にお持ちの全ての口座が利用停止されるだけでなく、全ての銀行において口座開設ができなくなる可能性があります。

犯罪行為その他トラブルに巻き込まれないためにも、「口座を高価買取します」、「口座を貸すだけで高収入を得られます」等、簡単に収入を得られる方法として口座売買等を持ちかけられても、絶対に応じないでください。

安易な気持ちで口座を売ってしまうと、以下のようなリスクが生じる恐れがあります。

- ☑ 詐欺罪(10年以下の懲役)や犯罪収益移転防止法違反(1年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金)などの処罰を受ける。

|                                       |                                      |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 自分や他人名義の通帳・キャッシュカードを譲り渡す行為            | 犯罪収益移転防止法違反<br>1年以下の懲役<br>100万円以下の罰金 |
| 自分や他人名義の通帳・キャッシュカードを譲り受ける行為           |                                      |
| インターネットバンキングのログオン ID/パスワードの情報を譲り渡す行為  | 詐欺罪<br>10年以下の懲役                      |
| インターネットバンキングのログオン ID/パスワードの情報を譲り受ける行為 |                                      |
| 他人に譲り渡す目的で口座を開設する行為                   | 窃盗罪<br>10年以下の懲役<br>50万円以下の罰金         |
| 他人・架空名義の口座を開設する行為                     |                                      |
| 他人名義の口座からATMで現金を引き出す行為                |                                      |

- ☑ お持ちの口座が全て凍結され、生活や仕事に支障がでる
- ☑ 新しく銀行口座を開設できない状況になる
- ☑ 給与受取口座を作ることができず、就職や転職に不利になる

口座の売買・譲渡(譲受)・レンタルは犯罪です。

当行では、他人による口座の利用や、譲渡を目的とした口座開設はお断りさせていただきます。

また、口座開設後に他者の利用や譲渡が確認された場合や、違法行為につながる取引であると確認された場合には、お客さまへ通知することなく口座の利用停止や解約を行い、当局へ通報するなど厳正に対処いたします。